

## 第1号議案

### 平成29年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成29年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成29年9月5日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

#### 1 提案される議案

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案…P 8～16
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案…P 17～22
- (3) 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案…P 23～27
- (4) 平成29年度教育委員会関係補正予算案…P 28～33

#### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

# 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

H29.7 人事課

## 1 趣旨

人事院規則の一部改正を踏まえ、東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例について、東日本大震災以外の特定大規模災害等（以下「特定大規模災害等」という。）が発生した場合に同様の手当を措置できるよう、国（※）に準じて改正する。※ 国の特例制定（人事院規則）平成29年5月16日公布・施行

## 2 改正内容

- (1) 特定大規模災害等が発生し原子力緊急事態宣言があった場合に職員が次の区域内で作業を行った場合に手当を支給（他の特殊勤務手当と併給可）する。

業務を行う区域	手 当 額 ( 日 額 )
緊急事態応急対策実施区域（※1）	原子炉建屋（人事委員会が定めるもの）内 40,000円を超えない範囲で人事委員会が定める額 原子炉建屋（人事委員会が定めるもの）以外 20,000円を超えない範囲で人事委員会が定める額
人事委員会が定める区域（※2）	10,000円を超えない範囲で人事委員会が定める額 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、10,000円を超えない範囲で人事委員会が定める額を加算した額（※3））

※1 東日本大震災では、東京電力(株)福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の敷地内

※2 東日本大震災では、警戒区域（福島原発から半径20km圏内）

※3 東日本大震災では、福島原発から半径3km圏内の業務

- (2) 職員が特定大規模災害等に対処するため、現行の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の支給対象業務に5日以上連続して従事した場合、現行の手当額に、当該額の100/100に相当する額を超えない範囲内で人事委員会が定める額を加算した額を支給する。

【現行の手当】

- 河川・道路の巡回監視 480円、応急作業等 730円
- 警察職員の災害警備等 840円

- (3) 東日本大震災における福島原発の「警戒区域」及び「計画的避難区域」が解除されていることから、「警戒区域」及び「計画的避難区域」で作業を行った場合に支給される東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を廃止する。

## 3 他都道府県の状況（平成29年6月鹿児島県調査）

9月改正予定	12月以降改正予定
25県 （兵庫、岡山など）	22都道府県 （香川、福岡など）

※改正予定には検討中も含む。

## 4 施行期日等

公布の日に施行

※ 国の施行日以降に本県職員が対象業務に従事していないため遡及適用は不要

## 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

H29.7 人事課

### 1 趣旨

一般職の非常勤職員\*に係る育児休業の期間について、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）が一部改正されたことに伴い、職員の育児休業に関する条例（以下「育休条例」という。）について必要な改正を行う。

※育児休業ができる一般職の非常勤職員には、再任用短時間勤務職員が該当する。

### 2 育休法の改正概要

現在一般職の非常勤職員は、「子の養育の事情に応じ、子が1歳に達する日から1歳6ヶ月に達する日までの間で条例で定める日」まで育児休業をすることができるが、今回新たに「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日」まで育児休業をすることができるよう改正が行われた。

### 3 現行

- (1) (2)と(3)以外の場合…子が1歳に達する日
- (2) 配偶者が、子が1歳に達するまでの日に育児休業をしている場合において、当該子について育児休業をしようとする場合…子が1歳2ヶ月に達する日
- (3) ①かつ②に掲げるア又はイのいずれかに該当する場合…子が1歳6ヶ月に達する日
  - ①非常勤職員又はその配偶者が子の1歳到達日において育児休業をしている場合
  - ②ア 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
  - イ 常態として子を養育している配偶者であって、子の1歳到達日以降も常態として子を養育する予定であったものが、死亡や負傷等により子の養育が困難になった場合

### 4 育休条例の改正概要

保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない等一定の要件を満たす場合は、「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合」に該当するとして、当該育児休業に係る子が2歳に達するまで育児休業ができるように改正を行う。

※具体的な要件については、人事委員会規則に委任

(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合)

- ①かつ②に掲げるア又はイのいずれかに該当する場合…子が2歳に達する日
- ①非常勤職員又はその配偶者が子の1歳6ヶ月到達日において育児休業をしている場合
- ②ア 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、子の1歳6ヶ月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- イ 常態として子を養育している配偶者であって、子の1歳6ヶ月到達日以降も常態として子を養育する予定であったものが、死亡や負傷等により子の養育が困難になった場合

### 5 施行日

公布の日から施行する。

## 6 現在及び過去の状況

本県において、育児休業をすることができる一般職の非常勤職員に、再任用短時間勤務職員が該当する。過去10年について、育児休業を取得した再任用短時間勤務職員は0名。

## 7 他県状況

都道府県名	議案提出時期	備考
広島県	9月議会	
鳥取県	6月議会	平成29年10月1日施行に間に合うように独自で議案作成。
島根県	提案なし	条例に規定がないため、提案しない。
岡山県	9月議会	本県と同内容で改正予定。具体的な内容は規則委任。
山口県	9月議会	8月中旬頃まで国の動きを待ち、条例参考例の送付がなければ、12月議会に見送る予定。
徳島県	11月議会	条例の内容が不明であり、影響のある非常勤職員がいないため、11月議会に見送る。
香川県	提案なし	要綱で規定しており、条例に規定がないため、提案しない。
愛媛県	12月議会	条例の内容が不明であり、影響のある非常勤職員がいないため、12月議会に見送る。
高知県	提案なし	要綱で規定しており、条例に規定がないため、提案しない。

# 広島県立高等学校等設置条例の一部改正について

平成 29 年 8 月 教育委員会

## 1 改正理由

社会の持続的な平和と発展に向け、地域に根差した心とグローバルな視野を持ち、世界中のどこにおいても、様々な人々と協働して「新たな価値」を生み出し「新しい未来」を創造していくことのできる人材の育成を目的として、新たに全寮制の併設型中高一貫教育校(以下「GL校」という。)を設置するため。

## 2 学校の概要

開校時期:平成 31 年 4 月 1 日

設置場所:豊田郡大崎上島町大串(別紙参照)

設置形態:全寮制の併設型中高一貫教育校(全日制・普通)

学校規模:300 人(中学校 120 人, 高等学校 180 人)

卒業資格:日本の高等学校の卒業資格及び国際バカロレア・ディプロマプログラム(IBDP)〈導入に向けて検討〉

## 3 改正内容

広島県立高等学校等設置条例の別表第一及び二を次のように改正する。

[別表第一]

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町	広島県立広島中学校 広島県立広島叡智学園 中学校	東広島市高屋町 豊田郡大崎上島町

[別表第二]

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
広島県立総合技術高等学校	三原市本郷南五丁目	広島県立総合技術高等学校 広島県立広島叡智学園 高等学校	三原市本郷南五丁目 豊田郡大崎上島町

## 4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日(開校の 1 年前に学校設置)

## 5 上程日程及び施行日等の理由

校名案が平成 29 年9月5日に開催される教育委員会会議において協議・了承される見込であるため、9月定例県議会へ上程する。

なお、開校前年度には校長を配置し、教育カリキュラム決定、各種契約などの開校準備業務を行う必要があることから、条例施行日(学校設置日)は開校1年前とする。

### 【参考】

過去の県立学校新設時も、教育委員会会議における校名案決定後、速やかに直近の県議会へ改正条例案を上程し、審議を受けて、開校1年前に学校設置しており、GL校も同様の取扱いとする。

#### 例) 県立広島中・高等学校(併設型中高一貫校)

- ・平成 15 年1月 13 日 教育委員会会議において校名案決定
- ・平成 15 年2月定例県議会へ改正条例案上程(議決)
- ・平成 15 年4月1日 改正条例施行(学校設置)
- ・平成 16 年4月1日 開校。

この学校は、広島県の重点施策である「学びの変革」の象徴となるものであることから、学校名についても可能な限り早期に決定し、幅広く周知・広報していく必要がある。

そのため、条例議決を経た校名を平成 29 年 10 月公表の学校案内に掲載するなど、県内外に広く学校をPRし、開校に向けた生徒募集等に万全を期す必要がある。

## 6 開校までのスケジュール

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・高等学校等設置条例改正案 上程・議決(9月定例県議会)	・学校設置(平成 30 年4月1日 改正条例施行) ・入学者選抜	・開校(平成 31 年4月1日)



平成 29 年度 9 月定例会 一般会計補正予算の概要  
 <<教育委員会関係抜粋>>

1 提案事項

(1) 歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	28,604,665	34,211	28,638,876	公立学校施設設備費負担金34,211
県債	10,180,400	678,400	10,858,800	学校教育施設等整備事業債678,400
教育委員会計	46,332,489	712,611	47,045,100	

(2) 歳出 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
高等学校管理費	10,586,696	875,584	11,462,280	「学びの変革」牽引プロジェクト(ハード事業) 875,584
教育委員会計	167,961,138	875,584	168,836,722	

(3) 債務負担行為 (単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
学びの変革先導的実践校整備事業	—	—	平成 30 年度	1,311,337

【要求内容】

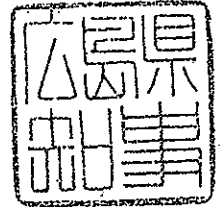
- 「学びの変革」牽引プロジェクト 875,584 千円【債務 1,311,337 千円】
- 「学びの変革」を先導的に実践する全寮制の併設型中高一貫教育校を設置するとともに、そのノウハウを全県的に共有することにより、広島県全体の「学びの変革」を早期に実現する。



平成 29 年 8 月 10 日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
( 人 事 課 )



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に  
関する意見について (照会)

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案  
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議会への提出  
平成 29 年広島県議会 9 月定例会

県第 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十九年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号及び第五号を削る。

附則第四項第三号及び第四号中「及び第四号」を削り、同項第七号及び第八号を削る。

附則第六項中「第五号又は第七号」を「又は第五号」に改め、附則に次の四項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例）

8 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

9 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

二 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

・ 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

・ 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

一 第五十一条第一項第一号に掲げる作業 次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第一号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等（第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。） 同条第二項第一号ロの規定による額に七百三十円を加算した額

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業 同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業 同条第二項第三号の規定による額に同号の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、特定の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に関連する災害応急作業等の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定めるため、この条例案を提出する。

(県第五十七号議案)

職員の特殊勤務手当に関する条例の  
一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、特定の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に関連する災害応急作業等の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定める。

二 改正の内容

1 特定の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に係る手当の特例

次表上欄に掲げる作業（東日本大震災に係るものを除く。）に従事する職員に対し、同表下欄に掲げる額を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

手 当 を 支 給 す る 作 業	手 当 額 (日 額) の 上 限 額	
特定原子力事業所の敷地内で行う作業	原子炉建屋内において行うもの	四〇,〇〇〇円
	原子炉建屋外において行うもの	二〇,〇〇〇円
特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	一〇,〇〇〇円 (心身に著しい負担を与える と人事委員会が認める作業に 従事した場合は一〇,〇〇〇 円にその一〇〇分の一〇〇に 相当する額を加算した額)	
著しく異常かつ激甚な災害のうち、災害対策基本法の規定による緊急対策本部が設置されたものに対処するため、重大な災害の発生した箇所等において行う応急作業等（引き続き五日を下限しない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事する場合に限る。）	巡回監視	九六〇円
	応急作業等	一、四六〇円
	警察職員が行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業（以下「災害警備等」という。）で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	一、六八〇円
	人事委員会の定める職員が行うもののうち、災害警備等に相当する	八四〇円を超えない範囲内においてそれぞれの作業に応じ人事委員会が定める額にそ

と人事委員会が認める  
もの

の一〇〇分の一〇〇に相当す  
る額を加算した額

## 2 東日本大震災に係る警戒区域等の解除に伴う規定の整理

東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例について、警戒区域及び計画的避難区域が解除されたことに伴い、関係規定を削除する。

## 三 施行期日

公布の日

## 四 根拠法令

### 1 地方自治法

#### 第二百四条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、くさ地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### 2 地方公務員法

#### 第二十四条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

改正案

現行

附則

附則

1・2 (略)

1・2 (略)

(東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例)

(同上)

3 当分の間、職員が次に掲げる東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る作業に従事したときは、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

(同上)

一・三 (略)

(同上)

(削除)

(削除)

4 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(同上)

一・二 (略)

(同上)

三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

四 前項第二号及び第四号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

五 前項第二号及び第四号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

五・六 (略)

(同上)

(削除)

七 前項第五号の作業のうち屋外において行うもの 五千円

(削除)

八 前項第五号の作業のうち屋内において行うもの 千円

5 (略)

(同上)

6 附則第四項第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第三項の手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

6 附則第四項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第三項の手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

7 (略)

(同上)

(東日本大震災以外の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例)

(新規)

8 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

(新規)

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

(新規)

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

(新規)

9 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(新規)

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

(新規)

二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

(新規)

三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)

(新規)

10 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(新規)



11 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第五十一条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

一 第五十一条第一項第一号に掲げる作業 次に掲げる額

イ 巡回監視 第五十一条第二項第二号イの規定による額に四百八十円を加算した額

ロ 応急作業等（第五十一条第一項第一号イに規定する応急作業等をいう。） 同条第二項第一号ロの規定による額に七百二十円を加算した額

二 第五十一条第一項第二号に掲げる作業 同条第二項第二号の規定による額に八百四十円を加算した額

三 第五十一条第一項第三号に掲げる作業 同条第二項第三号の規定による額に同号の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

附 則

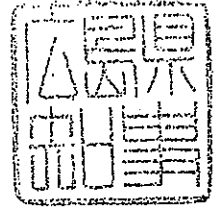
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 8 月 10 日

広島県教育委員会 様

広島県知事  
( 人事課 )



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に  
関する意見について (照会)

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議会への提出  
平成 29 年広島県議会 9 月定例会

県第 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十九年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、人事委員会規則で定める場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員が育児休業をすることができる期間について、当該育児休業に係る子が二歳に達する日まで育児休業が認められる場合を定めるため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

## 職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例

(人 事 課)

### 一 改正の要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員が育児休業をすることができる期間について、当該育児休業に係る子が二歳に達する日まで育児休業が認められる場合を定めるため、必要な改正を行う。

### 二 施行期日

公布の日

### 三 根拠法令

地方公務員の育児休業等に関する法律

第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合

を除き、この限りでない。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月三十日条例第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）</p> <p>第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、人事委員会規則で定める場合とする。</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間）</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。</p>

附則

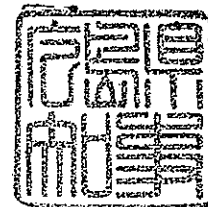
（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年 8 月 25 日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり広島県立高等学校等設置条例（昭和39年広島県条例第34号）の一部を改正することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により，貴委員会の意見を求めます。



県第六十四号議案

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十九年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立高等学校等設置条例の  
一部を改正する条例案

広島県立高等学校等設置条例の  
一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第二中「広島県立広島中学校」東広島市高屋町「」を「」

広島県立広島中学校 東広島市高屋町  
広島県立広島教智学園中学校 豊田郡大崎上島町「」に改める。

別表第二中「広島県立総合技術高等学校」三原市本郷南五丁目「」を「」

広島県立総合技術高等学校 三原市本郷南五丁目  
広島県立広島教智学園高等学 豊田郡大崎上島町「」に改める。  
校

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

社会の持続的な平和と発展に向け、地域に根差した心とグローバルな視野を持ち、世界中のどこにおいても、様々な人々と協働して「新たな価値」を生み出し「新しい未来」を創造していくことのできる人材の育成を目的として、新たに全寮制の併設型中高一貫教育校を設置するため、この条例案を提出する。

(県第六十四号議案)

## 広島県立高等学校等設置条例の 一部を改正する条例

(教育委員会)

### 一 改正の要旨

社会の持続的な平和と発展に向け、地域に根差した心とグローバルな視野を持ち、世界中のどこにおいても、様々な人々と協働して「新たな価値」を生み出し「新しい未来」を創造していくことのできる人材の育成を目的として、新たに全寮制の併設型中高一貫教育校を設置するため、必要な改正を行う。

名 称	位 置
広島県立広島敏智学園中学校	豊田郡大崎上島町
広島県立広島敏智学園高等学校	

### 二 施行期日

平成三十年四月一日

### 三 根拠法令

#### 1 学校教育法

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。

）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

#### 2 地方自治法

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

改正前

○広島県立高等学校等設置条例

○広島県立高等学校等設置条例

昭和三十九年三月三十一日条例第三十四号

昭和三十九年三月三十一日条例第三十四号

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町
広島県立広島観智学園中学校	豊田郡大崎上島町

名称	位置
広島県立広島中学校	東広島市高屋町

別表第二（第三条関係）

別表第二（第三条関係）

名称	位置
広島県立広島皆実高等学校	広島市南区出汐二丁目
広島県立広島高等学校	東広島市高屋町
広島県立総合技術高等学校	三原市本郷南五丁目
広島県立広島観智学園高等学校	豊田郡大崎上島町

名称	位置
広島県立広島皆実高等学校	広島市南区出汐二丁目
広島県立広島高等学校	東広島市高屋町
広島県立総合技術高等学校	三原市本郷南五丁目

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

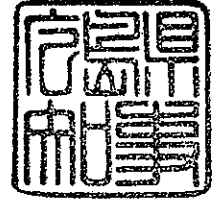
(略)

(略)

平成29年8月29日

広島県教育委員会 様  
( 総務課 )

広島県知事  
( 財政課 )



議案に対する意見聴取について

平成29年9月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成29年度教育委員会関係補正予算

平成 29 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	補正前の額	補正額	正額	計	(単位：千円)
9 国庫支出金		28,604,665		34,211	28,638,876	
15 県債		10,180,400		678,400	10,858,800	
歳入	合計	46,332,489		712,611	47,045,100	

(歳出)	(単位：千円)							
	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国支出金	県債	その他	
10 教育費	167,941,138	875,584	168,816,722	34,211	678,400	0	162,973	
歳出合計	167,961,138	875,584	168,836,722	34,211	678,400	0	162,973	

第15款 県債  
第1項 県債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
8 教育債	3,250,400	678,400	3,928,800	学校教育施設等整備事業債	678,400	
計	10,180,400	678,400	10,858,800			



第10款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	県債	その他				
2 高等学校管理費	10,586, 696	875,584	11,462, 280	34,211	678,400	0	162,973	8 報償費	950	1. 学びの革新先導的実践校整備費 875,584
								9 旅費	1,401	
								15 工事請負費	873,233	
計	49,865, 239	875,584	50,740, 823	34,211	678,400	0	162,973			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 債	そ の 他	一 般 財 源
1 学びの革新先導的実践校整備事業	1,311,337			30	1,311,337	92,498	978,900	0	239,939

